第６期　東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第４回）

１　日　時

令和７年11月４日（火）　午前10時から正午まで

２　場　所

東京都庁第二本庁舎１階二庁ホール

３　出席者

和田委員長、宮古委員長職務代理者、中村委員、梅田委員、飯田委員、増井委員、瀬戸本委員、田中委員、坂本委員（９名）

※　欠席　角南委員（１名）

４　事務局参加者

山田指導部長、藤田指導企画課長、毛利義務教育指導課長、小林高等学校教育指導課長、中尾総務部企画担当課長、小野教職員研修センター研修部教育開発課長、坂本教育相談センター次長、小鍜治主任指導主事（生徒指導担当）、濵田主任指導主事（不登校施策担当）、小野主任指導主事（人権教育担当）、細川主任指導主事（特別支援教育担当）、河野主任指導主事（高等学校教育指導課）、岡村主任指導主事（デジタル企画担当）、鈴木統括指導主事（生活指導担当）、川村統括指導主事（生活指導担当）、松井統括指導主事（高等学校教育指導課）

５　傍聴者

０名

６　報道機関

取材２社

７　審議内容

１　挨拶

２　議事

（１）事務局説明

ア　「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

イ　いじめ防止対策推進法 第28条第１項に規定する重大事態への対応力の向上について

（２）審議
ア　いじめの現状と課題を踏まえた対応策について
イ　いじめ防止対策推進法第 28 条第１項に規定する重大事態への対応力の向上について
ウ　いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第１項に基づく報告について

８　審議記録

【事務局（小鍜治主任指導主事）】

委員の皆様に２点の連絡とお願いを申し上げます。１点は資料の確認です。資料は、タブレット端末にて提示させていただいております。御確認の上、不備等がございましたら事務局までお声がけください。

２点は、本日の取材の状況についてです。２社の新聞社が本日の会議の取材を申し出ております。カメラにつきましては、冒頭の指導部長挨拶まで許可いたします。本会議の傍聴につきましては、東京都教育委員会傍聴規則に準じて受け付けることとしております。本日は傍聴を希望している方はございません。

それでは、和田委員長、会議の進行をお願いいたします。

【和田委員長】

本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員９名の方々に参加していただいております。定足数に達しております。

なお、角南委員は、本日所用により御欠席との連絡をいただいております。

それでは、ただいまから東京都教育委員会いじめ問題対策委員会第４回を開会します。

会の冒頭に、委員の皆様方にお諮りいたします。

本日の審議事項ウは、「いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第１項に基づく報告について」となっております。「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則」第６条第４項には、「対策委員会が当該の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる」と規定されています。本審議事項は、個人情報を扱うことになるため、非公開としたいと考えます。

これについて御異議はございますか。

（「異議なし」の声あり）

【和田委員長】

異議なしと認めます。よって、審議事項ウについては、非公開といたします。

それでは、会を進行いたします。初めに、東京都教育庁山田道人指導部長から御挨拶をいただきます。

１ 挨 拶

【山田指導部長】

指導部長の山田でございます。本日は御多用の中、第６期第４回東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

また、日頃から、都内公立学校におけるいじめ防止対策の推進に多大なる御尽力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

さて、令和６年度「児童・生徒の問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によりますと、都内公立学校におけるいじめ認知件数は７万 7,479 件となり、令和５年度と比較して 7,727 件の増加が見られました。この増加は、いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がり、教職員が軽微な事案も含めて見逃すことなく、積極的に認知・対応している姿勢の表れであること、アンケートや教育相談の充実等による見取りの精緻化の結果と捉えております。

教職員によるいじめの認知は着実に進んでおり、今後は、いじめの当事者である子供がいじめやいじめ防止の取組への理解を深め、どうすればいじめをなくすことができるかを考えるようにすることが重要であると考えております。

都教育委員会では、第５期いじめ問題対策委員会からの答申を踏まえまして、「いじめ総合対策【第３次】」を策定するとともに、「いじめ総合対策【子供版】」を作成し、子供自身がいじめを自分の問題として捉え、主体的に考え、行動できるよう促す取組を進めております。

この資料は、子供にとって理解しやすく、いじめについて考えるきっかけになる内容としておりまして、学校現場における特別活動等を通じての活用を図っているところでございます。しかしながら、現時点ではまだ十分に活用が図られているとは言い難く、学校ごとの取組に差が生じていると認識をしております。今後子供の意見を聞きながら、より効果的な活用方法などを検討してまいりたいと思います。

結びになりますが、第６期いじめ問題対策委員会の委員は、令和８年７月までの任期となっております。次回以降の会議では、これまで委員の皆様からいただいた御意見を踏まえつつ、区市町村教育委員会から寄せられた実践事例なども参考にしながら、東京都のいじめ防止対策のさらなる充実に向けた方策について御意見を賜りたいと存じます。

本日は短い時間ではございますが、どうぞよろしくお願いをいたします。

【和田委員長】

ありがとうございました。ここで、本対策委員会の委員の紹介です。資料１、委員名簿を御覧ください。１名の委員が変更となっておりますので、自己紹介をお願いしたいと存じます。坂本委員、よろしくお願いいたします。

【坂本委員】
　おはようございます。警視庁少年育成課の坂本です。どうぞよろしくお願いをいたします。

【和田委員長】
　ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

２ 議 事

（１）事務局説明

ア 「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について

【和田委員長】
　それでは、議事に移ります。
　皆様、進行に御協力いただきますように、よろしくお願いいたします。
　初めに事務局から、「令和６年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」説明をいただきます。

【藤田課長】
　指導企画課長の藤田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。
　まず私から、令和６年度児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果を踏まえ、いじめの状況について御説明申し上げたいと思います。
　まず、いじめの状況についてです。
　資料 11 を御覧ください。
　まず、1 ページです。中央の左、「いじめの認知件数の推移」のグラフを記載してございます。冒頭の挨拶にもありましたように、認知件数の合計は、緑色のグラフ、一番右側の部分７万 7,479 件でございます。令和５年度と比較すると、すべての校種において増加しております。
　右側のグラフ、解消しているものの割合でございますが、緑色グラフ、一番右側の部分、76.6%でございまして、令和５年度と比較いたしますと 1.0 ポイント減少してございます。いじめの解消を判断するに当たりましては、少なくとも３か月を目安として、「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいること」、そして「被害の児童・生徒が心身の苦痛を感じていない」ということ。この２点の要件を満たす必要がございます。解消していないいじめが報告されている理由につきまして、区市町村教育委員会からは、「安易に解消とせず、丁寧な対応を行っている」、このような報告を受けている

ところでございます。
　続きまして、２ページを御覧ください。こちら校種別に「いじめの発見のきっかけ」につきまして、調査の結果をまとめております。中央付近に赤い線がございまして、左側、こちらが「学校の教職員等が発見」したもの、右側が学校の「教職員以外からの情報により発見」したものと分けてございます。
　小・中特別支援学校におきましては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見しております。また、小・中・高と校種が上がるにつれまして、学校の教職員以外からの情報による発見が増加しております。その中で、いじめのアンケートは重要なものの一つと考えており、引き続きアンケートを含めて、教員の受けとめる力を高められるよう取り組んでまいります。
　一方で、アンケートに書くことができない児童・生徒がいることから、教育相談体制を充実させるなどアンケートだけに頼らず、いじめを発見できるようにすることが必要であると考えております。
　続きまして、３ページを御覧ください。
　こちらは、いじめ防止対策推進法第 28 条第１項に規定する重大事態の発生件数を記載しております。
　中央左側のグラフを御覧ください。
　「重大事態」は法により第１号に規定する「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いがあると認めるとき」、第２号に規定する「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定めております。
　令和６年度につきましては、小・中・高、特別支援学校、合わせまして、122 件発生しておりまして、第１号は 66 件、第２号は 74 件でございます。なお、当該事案が両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上しております。
　続きまして、４ページを御覧ください。
　今後の取組といたしましては、特に、アに記載してありますように、令和７年６月に策定いたしました「いじめ総合対策【第３次】」の周知を徹底し、都内全ての公立学校でいじめ総合対策に基づく対応ができるよう取組を進めてまいりたいと思います。併せて、いじめ問題の当事者である児童・生徒がいじめ問題を身近なこととして捉え、考えることができるよう「いじめ総合対策【子供版】」の活用につきまして、効果的な啓発方法を検討してまいります。
　この【子供版】の取組が今後の取組の重要なポイントとなりますが、現段階で学校や自治体が行っているいじめ防止に向けた取組を紹介したいと思います。これらの取組を参考にしていただき、この後の協議におきまして、【子供版】の活用に向けた御意見を頂戴できますと幸いでございます。
　続きまして、５ページを御覧ください。
　都内の好事例といたしまして、いじめ防止の取組を行っている、こちらではＡ地区の事

例を御紹介いたします。このＡ地区では、児童・生徒が主体的にいじめ問題について考える機会として、「いじめ問題を考える子供会議」を実施しております。これは、各中学校区の代表、児童・生徒が一堂に会しまして、いじめ問題について意見交流を行う取組でございます。

参加した児童・生徒からは、「いじめについての考えを深めることができた」「見ているだけではなく、自分に何ができるかを考えなければいけない」といった声が寄せられており、当事者意識の醸成に寄与していることが伺えます。

また、子供会議で話し合われた内容は、参加児童・生徒が各校に持ち帰り、校内で説明を行うことで、学校全体としていじめ問題の解決に向けた取組が進められるよう工夫しております。

次に、Ａ地区におけますもう一つの取組といたしまして、「STOP！いじめ　私の行動宣言」について御紹介いたします。

この取組は、児童・生徒がいじめを自分のこととして捉え、行動を振り返り、宣言する取組になっております。６月下旬から７月末にかけて、全小・中学校で宣言用紙を配布し、児童・生徒が自分の行動宣言を作成いたします。宣言は校内に掲示され、いじめアンケートなどの機会に定期的に振り返りを行うことで、児童・生徒一人一人がいじめ防止への意識を高めることにつなげております。

続きまして、６ページを御覧ください。

こちらは、Ｂ地区の取組でございます。Ｂ地区のある学校では、いじめを自分ごととして捉える力を育むことを目的に、学年集会で架空事例を活用した協議活動を実施いたしました。事案の経過を生徒に伝えた上で、「被害者」「加害者」「傍観者」「保護者」の４者の立場に分かれてグループ協議を行い、それぞれの心情や行動につきまして考えを深めました。生徒は、多面的な視点でいじめの問題性を捉え、自分だったらどう考えるか、どう防げるかを考えることでいじめ防止への意識を高める機会となったということです。いじめを「誰かの問題」ではなく、「自分ごと」として捉える契機となった取組でございます。
また、Ｂ地区では、小学校第５学年の児童を対象に、弁護士による特別授業が学校公開日に、保護者参観の下実施をしているところでございます。

授業では、人権尊重の観点から、いじめが及ぼす人権侵害について講話が行われ、いじめによる自殺を図った子供の遺書を読み上げる場面もあり、児童・保護者ともに被害の重大性を実感する機会となったというふうな報告を受けております。

続きまして、７ページを御覧ください。

東京都教育委員会では、学校におけるいじめ防止に関する取組の強化を図ることを目的とし、都立高校生が都教育委員会に対して施策提言を行う場として「高校生いじめ防止協議会」を設けてございます。

今年度は、この三連休の初日、11月１日の土曜日に、都民ホールにて協議会を開催し、これまでの協議の概要報告や「いじめ防止に必要なこと」についての協議、検討を行うと

ともに、高校生委員から東京都教育委員会への提案、意見書が提出されました。なお、「高校生いじめ防止協議会」につきましては、次回の委員会で詳細をお伝えさせていただきたいと考えてございます。

以上が、「令和６年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果報告及び東京都の取組についての説明となります。

平成25年度に、いじめ防止対策推進法が施行され、東京都としても平成26年６月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年７月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めてまいりました。この約10年間で教職員のいじめの認知に対する意識は格段と高まったと認識しております。今後の取組としては、いじめの当事者である児童・生徒がいじめやいじめ防止の取組を理解し、どうすればいじめをなくすことができるかを自ら考えていけるようにすることが重要であると考えております。

つきましては、いじめの未然防止につきまして、「いじめ総合対策【子供版】」の活用を含め、今後どのように取り組んでいく必要があるか、委員の皆様から御意見を賜れますと幸いでございます。

私の説明は以上でございます。

【和田委員長】

ありがとうございました。今の調査結果と、各地区における取組の紹介がありましたけれど、御説明いただいた中で御質問があれば、まずここで受けておきたいと思います。

瀬戸本委員、お願いします。

【瀬戸本委員】

Ｂ地区の取組①ですけれど、すごく内容的に高度な取組かと思いまして、これをなさっている学校種、年齢は何学年ぐらいのお子さんが対象だったのでしょうか。

【（事務局）小鍛治主任指導主事】

中学生でございました。

【和田委員長】

また何か加えられる情報がありましたら、後ほどお願いします。

他いかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

【田中委員】

田中と申します。今、御提示いただいた好事例がいずれも子供を巻き込んでいるということで、方向性は特色があり、良いと思います。この先を考えるときに、子供たちにとってどれだけ考えられたこととか、そこで自分で発見したことがどこまで共有していけるかというところに尽きると思います。多分いじめを止めるというのは、簡単なことではないと思うのですけれども、何となくそれを許容している雰囲気から出て、子供たちが自分のこととして止められるのだという、実効感を持てるかどうかにかかっている気がしています。あと、いわゆる意識高い系の子供だけじゃなくて、「自分は普通だと思っている、でも、何となくいじめがあると見ていちゃうよな」と思っている子供たちが、どうやって自分のこととして考えられるようになるかという方向を取れればいいかなというように思いました。

【和田委員長】

ありがとうございました。事例をどう発展させて、活用していくのか、あるいは、子供たち自身がそれをどのように自分のものとして考える、今、実効感とおっしゃいましたけれども、そういうものをどうやって見付けていくのかということはこの後の審議の内容にも関わってきますが、事務局の方として、今この活用例をどのような方向で活用していきたいのか、もしありましたらお話しいただければと思います。

【（事務局）小鍛治主任指導主事】

ありがとうございます。

今の田中委員のお話ですが、先日開催した高校生いじめ防止協議会は、田中委員のおっしゃる比較的意識の高い子供たちが集まった会ですけれども、それでも、東京都の子供版のいじめ総合対策があることを知らなかったという意見がございました。みんながこういうものがあって、いじめについては自分たちのこととして考えなければいけないのだ、というきっかけをまずつくることが大事であると思っております。

また、その委員の子供たちからは、やはりそういう状況だからいじめをなくすために自分たちが生徒会などを使って、他の子供たちに伝えていかなければならないというような非常に頼もしい言葉もありました。そのようなところで草の根ではないですけれど、少しずついじめについて自分たちのこととして改善をしていく、なくしていくという子供たちが増えていくというところが目標になると思っております。

【和田委員長】

ありがとうございました。他に御質問ありますでしょうか。

私の方から一点だけ確認ですけれど、いじめの実態を知る方法としてアンケートというのが挙げられていますが、今も東京都の行っている、あるいは、地区で行っているアンケ

ートの実施調査というのを年間に何回か、それから定期的に行っているものと、そうではなく、随時行っているような事例がありましたら、紹介いただけるとありがたいです。共通理解として、委員の共通理解として、どういうアンケート調査が行われているか確認したいです。

【（事務局）小鍜治主任指導主事】

ありがとうございます。いじめ発見のためのアンケートにつきましては、東京都教育委員会として年間３回以上都内全公立学校に実施していただくように求めており、すべての学校で年間３回以上実施をしていただいていると認識をしております。また、内容につきましては、案としましては、いじめ総合対策の方に示させていただきまして、自校の実態に合わせて各学校で検討していただきたいということで進めております。

【和田委員長】

ありがとうございました。

他に質問がなければ、次の説明をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

イ　いじめ防止対策推進法 第28条第１項に規定する重大事態への対応力の向上について

【和田委員長】

それでは、次に、「いじめ防止対策推進法第28条第１項に規定する重大事態の対応力の向上について」御説明をいただきます。

【藤田課長】

資料12をご覧ください。

東京都におけるいじめ防止対策推進法第28条第１項に規定される「重大事態への対応」につきまして、御説明申し上げます。

１ページ中央に、「令和６年度における『重大事態』について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況」のグラフを記載しております。重大事態に至った事案のうち、約47.5%は「重大事態以前にいじめとして認知していなかった」ケースであり、さらに、その内24.6%が「いじめに該当し得るトラブル等の情報があったにもかかわらず、いじめとして認知していなかった」。ちょうど赤でマークを付け足していただいているところですけれども、こういったことが判明しております。

これは、いじめの定義に基づいた認知がなされず、組織的な対応が取られなかった結果、重大事態に至った可能性があることを示唆しております。

続きまして、２ページです。

このような現状を踏まえまして、都教育委員会では、生活指導主任を対象とした連絡会

を開催いたしまして、架空の事例を用いた協議を実施いたしました。この具体的な事例は、参考資料に掲載させていただいております。連絡会で事例を基に協議をした結果、児童からの相談を受けた教員が情報を適切に共有できなかったことや、聞き取りが不十分で多角的な児童理解がなされなかったこと、欠席が続いていたにもかかわらず、重大事態として扱わなかったことなど、複数の課題が浮き彫りになりました。

次に、３ページを御覧ください。

連絡会に参加された教職員からは、「重大事態にならないためには迅速な初期対応が大切だと学んだ」「校内体制の整備・徹底、教員間の連携、生徒との関係を再確認したい」などの感想が寄せられたところでございます。

次に、４ページを御覧ください。

４ページは、府中市でいじめの重大事態への対応力向上を目的に、文部科学省が令和６年８月に改訂した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、チェックリストを活用した取組を進めている取組でございます。

この取組では、重大事態発生時に学校と教育委員会が連携し、円滑かつ適切な調査を実施するとともに、いじめの対象となった児童・生徒や保護者に寄り添った対応を行うことを重視しております。具体的には、年度当初の職員会議や教員研修等を通じまして、教職員全体で法令や基本方針の理解を深め、重大事態の定義や対応方法について共通認識を図っております。

また、校長のリーダーシップの下、学校のいじめ対策組織を活用し、役割分担と連携体制を整備し、さらに、保護者への事前説明、調査記録の作成・保存、警察との連携体制の整備など平時からの備えを徹底しております。

さらに、令和７年２月に、府中市教育委員会が作成したリーフレット「いじめ防止に向けた取組の充実を図る」、こちらでは、重大事態の対応として、チェックリストの活用が明記されており、校内での共通理解の促進と平時からの備えの重要性が示されております。

このように、チェックリストとリーフレットを併用することで、重大事態への対応力を高め、いじめの未然防止、早期対応にもつながる実効性の高い取組となっております。

次に、５ページを御覧ください。

都教育委員会では、都内公立学校における生活指導の一層の推進を目指しまして、令和７年度に「生活指導等連絡会」を開催いたしました。この連絡会は、都内全ての公立学校長約2,120人を対象といたしまして、動画共有サービスを活用したオンデマンド形式で実施したものになっております。

本連絡会では、健全育成上の課題について校長間で共通理解を図るとともに、その解決・改善に向けて、校長のリーダーシップによる組織的な取組を推進するための方策について考える機会を提供いたしました。

配信内容の一部では、いじめ防止対策推進法第28条第１項に規定される重大事態への

対応につきまして、３点の留意事項を中心に説明いたしました。

まず、迅速な対応の重要性です。保護者や児童・生徒から重大事態の申立てがあった場合には、ためらうことなく速やかに対応を開始する必要があります。報告が滞らないよう、日頃から報告しやすい環境を整え、平時から「すぐ報告できる体制」を築いていくことが求められます。

次に、定義の理解でございます。重大事態の判断には「認める」という言葉が使われており、これは確定ではなく、可能性を踏まえた判断を意味するところでございます。疑いの段階でも調査を始めることが重要であり、事前に、「重大事態ではない」と決めつけることは避けなければなりません。

最後に、情報管理の徹底です。重大事態への対応は、学校や教育委員会だけでなく、自治体の責任の下で行われるため、情報伝達のスピードが極めて重要になっております。報告文書では、事実を簡潔に記載し、推測や主観を含めないよう留意する必要がございます。こうした内容を通じまして、重大事態の未然防止に向けた対応力の向上を図ることを学校長に呼びかけました。

このような取組を通じまして、都内小・中学校におきましても、重大事態の未然防止に向けた対応力の向上を図っております。しかしながら、いじめ防止対策推進法第 28 条第１項に規定される「重大事態」にならないようにするための対応については、なお一層の精度と組織的対応力が求められているところでございます。

つきましては、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に至らないようにするための対策につきまして、今後どのように取り組んでいく必要があるか、委員の皆様から御意見を賜れると幸いでございます。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

【和田委員長】

御説明ありがとうございました。それでは、今、事務局からの説明がありましたけれど、このことについて何かこの場で質問があればお願いしたいと思います。

梅田委員、お願いいたします。

【梅田委員】

子供の欠席理由が分からずに、２日、３日と欠席が続いた場合、どのような対応をするか学校の先生方に何か周知されているか伺いたいです。

【（事務局）小鍜治主任指導主事】

多くの場合、各地区が実態に応じて、例えば３日、理由が分からない欠席があった子供については連絡をする、理由なく欠席をした場合には担任がその日のうちに保護者の方に連絡を取り、状況を確認する、などの対応が取られております。

【和田委員長】
私から一点質問です。先ほどの御説明の中で重大事態に至った内容の分析が行われていましたけれど、最初の段階からいじめだと認識してなかったという例がありますけれど、これが重大事態だと判明した時期はいつになりますか。

【（事務局）小鍜治主任指導主事】
個別の状況になりますので、一概に申し上げることは難しいのですが、多くの場合は、保護者の方から学校に「こういう状況があった」という連絡があり、学校で確認をしたところ、重大事態に当たる案件だったということが多いと考えております。また、例えば、教員が子供同士のからかい等であったと思っていたところが、SC が面談をしている中で発覚し、実は重大事態であったということが判明した、ということが考えられます。

【和田委員長】
ありがとうございました。グラフで説明された部分がありましたが、何らかのトラブルがあったけれど、それを重大事態として認識しなかった割合が 24.6%とあります。これは具体的にはどんなトラブルがあって、なぜそれが重大事態に発展しないというふうに判断されたのか。その事例があったら御紹介いただけるとありがたいです。

（事務局から事例の紹介）

【和田委員長】
ありがとうございます。
何か御質問ございますか。
田中委員、お願いします。

【田中委員】
いじめ重大事態の調査委員会はそれぞれの学校に自主的に立ち上がるような仕組みになっているのでしょうか。それとも、教育委員会の御指導で行われるというものなのでしょうか。

【（事務局）小鍜治主任指導主事】
いじめ重大事態の調査委員会の調査組織につきましては、重大事態があった時点で教育委員会が教育委員会方式や学校方式等を判断して設置することとなっております。いじめを重大事態には当たらないいじめをいじめであると判断するかどうかについては、東京都内の全ての公立学校に学校いじめ対策組織が組織的に検討し、判断しております。

【和田委員長】
ありがとうございました。

（２）審議

ア いじめの現状と課題を踏まえた対応策について

【和田委員長】
それでは、２の議事、（２）の審議の方に入りたいと思います。
まず初めに、アの「いじめの現状と課題を踏まえた対策について」をお願いしたいと思います。先ほどの事務局の説明を踏まえて、委員の皆様から御意見をいただければと思います。いじめの未然防止について、今後どのように取り組んでいく必要があるのか。先ほど「いじめ総合対策の【子供版】」の活用についてのお話がありましたけれど、それらも含めて、子供たちが主体的にいじめ問題に取り組んでいくこと、あるいは、先生方として未然防止をどのように進めていったらいいのか、これらについて委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。
梅田委員、よろしくお願いします。

【梅田委員】
子供の主体ということでお話をさせていただきたいと思います。一つは、Ａ地区の取組について、先ほど田中委員の方から「広げる」というお話もありましたけれど、会議を行った後にどのように決定を広げるかということに終始することが多いのですが、それ以前から学校の中で話合いをクラスで行われるといいとい思います。
それから、常々思っているのですが、いじめを防ぐために自分たちに何ができるだろうと話をすると、例えば、悪口は言わないとか、人を傷つけることはしないとか、マイナスの方向で何々をしない、というように言ってしまいがちだと思います。そうではなくて、どのような学校にしたいか、どのような学校生活を送りたいか、そのために自分たちは相手を大事にして、いじめをしないために人に対して温かく接しようとか、そういうプラスの方向で先生方が言っていただけるといいと思っています。
それから最後に、いじめの発見のきっかけについて、高校生は 45.4%が本人の訴えということで、ずっと SOS の出し方を指導していらしたと思うのですが、これがますます増えていくと良いとは感想として思いました。

【和田委員長】
ありがとうございました。私も梅田委員の意見に全く賛成です。学級経営の研修会などに行きますと、学級目標が「いじめのないクラス」ということを挙げることがあります。

それでは、いじめのないクラスはいいクラスなのかということを先生方に問いかけると、いじめがなくてもいろいろな問題は他にもあるし、いじめをなくすのではなくて、今もお話にあったように、物事をポジティブに考えて、いじめがないのではなく、その前にクラスが居心地の良いクラスであり、仲の良い友達づくりをしようとか、肯定的な目標にした方が良いという話をしています。担任の先生の中には、いじめのないクラスというのをすごく強調される方がいるので、そこが確かに一つのベースではあるのですが、それを目標に学級活動するわけではありませんので、まさに梅田委員と私は同じ発想を持っております。

他の委員の方いかがでしょうか。

増井委員、お願いします。

【増井委員】

いじめの発見のきっかけで、小学校だけアンケート調査等の割合がとても高いのですが、これがそのうち紙から、タブレットになったりする、タブレットというかオンラインであるとか、それによって結果が違ってくるのではないかと思う。紙だと配って先生が回収する。オンラインだと打ち込むと直接、流れるということで、それはどうなっていくのかと感想で思いました。

もう一つ、友達、他の児童や生徒からは、割合からするとそんなに多くはないのですけれど、いじめの発見のきっかけになっていて、小・中・高と校種が上がるに従って割合が少し高くなっているので、当人だけではなくて、友達としてどう支え、どうつないでいくかとかという、つなげ方なども大事にしていくと良いと思います。

【子供版】については、都内でもばらついていて、ある市から聞くと、もう先生と子供たちのタブレット、全員ダウンロードさせましたと話を聞くところもあれば、先生に聞いても「え。　そんなのあるのですか。」というところと、まだ今年できたというところでばらつきがあると感じます。他府県の心理に紹介したところ、「こんなことができている東京はすごいですね」というお褒めの言葉をいただいたというのを付け加えさせていただきます。

以上です。

【和田委員長】

ありがとうございます。アンケート調査の今後の方向性と方法をお願いします。

【（事務局）小鍛治主任指導主事】

ありがとうございます。今ちょうど都立学校を中心に電子化を進めているところでございまして、都立学校、特に高校については、子供たちが自分の気分を入力して、あまり気分が優れないような子供については職員室で把握ができ、それに基づいて教員が声をかけ

るような仕組みが既にできてございます。そういった中にいじめのアンケートも組み込むことで、より子供が活用しやすくなるのではないかということで進めているところでございます。

一方、今まで紙で実施していると、特に小さい子供などは、枠の外に何か思いが込められていることや、殴り書きがあって、それを心配して声をかけたらいじめられていたなど、紙ならではの良さがあるということも認識しておりまして、どちらもメリット、デメリットがあると思っております。まずは一人一台の端末が整備をされましたので、そちらを使って効果を検証していきたいと思っております。

また、高校生いじめ防止協議会の高校生委員からは、「人の前で筆を動かしているところから、いじめアンケートを書いていると見られる恐れがあるために書けない」というような意見もありました。そういった点は、デジタル化をすることで解消されるかと思いますので、今後効果を検証していきたいと思っております。

【和田委員長】

ありがとうございました。他に御意見いかがでしょうか。

飯田委員、お願いします。

【飯田委員】

様々、御意見いただいて、大変参考になりました。また、今のタブレットと紙のことですけれども、本市と私のいたかつての学校では、確かに自分の気持ちを開けない子に関してタブレットは効果がありましたし、稀に家からの入力をするということで大変効果があったという面もあります。また、紙の方は、私の経験した学校、または、本市では１年以上取っておきますので、白紙のアンケートから重大事案の発見に結びつくことは結構多いです。その子の筆跡で分かるような担任がおり、中学校の場合には９教科で試験をやるわけですから、苦しんでいる様子がその白紙の中に織り込まれているとか、ぐちゃぐちゃになった紙だとか、名前の書き方だとか、そういうところからの「ちょっと変だな」というところは形として残るので、物を言わない紙の中で、実は物を言っているのだというところが本市でも啓発しているところです。紙のアンケートの大事さ、極端なことを言えば、筆跡・筆圧まで心が表れるという良さもあるので、両方上手に使っていきながら、その取組に対して教職員がどうアンテナを高くしていくかということの啓発をしながら、必ず人間関係では課題が出てくるので、乗り越える力やその力をつける上で必要なことを、都教委がお示ししてくださっている様々な策を、現場として大事にしながら取り組んでいるのが現状かなと思います。

【和田委員長】

アンケートは、取った後の数字も大切ですけれど、そのアンケートに書かれている状

況、白紙のお話がありました。この委員会でも前に例に挙げたのですが、私のいた学校では、「いじめられている」「いじめられていない」の真ん中に丸が付いていて、担当者は「なかった」という方に判断をして数字を入れてしまったという事例がありました。アンケートを取った後に、本人の面接を行うなど丁寧な対応をしていかないと、せっかくのアンケートが生きてこないのではないか思います。

田中委員、お願いします。

【田中委員】

今の子供がどう発信できるかということですね。様々な子供がいて、子供にとって学校環境というのは閉塞感があって、ストレスをそもそも「学校では出せない」いう心理になるということは、自分の担当した事例でもあったと思います。学校は子供にアンケートだけに頼らず、学校以外のところで発信した情報も把握し、解決に結びつけられるかという視点も大事になってくると思いました。

【和田委員】

田中委員は、何かそのような取組や、そのような学校以外での状況把握をした御経験はございますか。

【田中委員】

私の知っている中では、比較的狭い地域の学校で、地域そのものが学校と手を組んで、いじめの問題に立ち上がったことがありました。積極的に情報を発信できる学校にして、地域をどうやって巻き込むかみたいな視点を大切にすることかというふうに思います。

【和田委員長】

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

瀬戸本委員、お願いします。

【瀬戸本委員】

いじめの発見のきっかけがアンケートであったり、相談先が多いのは担任の先生であったりということで、どうしても学校の力が大切なのかなとは思います。担任の先生の存在、とても大きいのですが、やはり人と人、担任の先生と子供も人と人ですので、どうしても言いやすい相性とかもあるのかなというように思います。

小学校だとどうしても担任の先生の存在が大きいのですが、子供が相談できる大人を選べるような、何かそういう環境が学校の中であってもいいのかなと思います。そのような工夫をされて欲しいと思います。小学校でも教科担任制があったり、学年担任制があったりします。子供は担任の先生を選べません。そのため、やはり担任の先生の聞く力も高め

ていただきたいのですが、子供が相談する先生を選べるような、そんな環境が学校の中にあって欲しいと思います。

【和田委員長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

増井委員、お願いします。

【増井委員】

アンケートを実施した後、何らかの嫌だと思うことが記載された場合、どのような状況なのか先生方は聞き取っていらっしゃると思います。それがアンケートを実施してからどのくらいの間に、「なるべく早く」という設定だと思いますが、例えば小学校だと学級担任が３人も４人も「いじめがある」と書かれたときに、聞き取る時間や、聞き取るスペースなど、一対一で聞き取るスペースが現場でなかなかないと感じますので、その辺が、先生が聞き取る間、補教に他の先生が入る、または、担任ではないいじめ対策の専門の方が状況を聞き取るなど、サポートがあった方がスムーズに進むのではないかと思います。実際そのようなサポートはあるのか教えていただけたらと思います。

【（事務局）小鍜治主任指導主事】

記載内容にもよると思いますが、私はもともと小学校の教員でしたので、小学校でよく行うのは、軽微な案件ですと、例えば、教科によっては図工などの特別教室に子供たちが行く間に、子供を呼び止め、話を聞くこともありますし、休み時間等で聞き取ることもあるかと思います。

また、担任が聞き取るには時間がかかる案件につきましては、スクールカウンセラーですとか、養護教諭と連携をして聞き取るということは、一般的にやられていると思います。スクールソーシャルワーカーも含めまして、外部人材は、今、都としても増やしている状況でございますので、そのような外部人材の力を借りながら、担任だけに負担がいかないように進めているところです。

【和田委員長】

ありがとうございました。

宮古委員、お願いします。

【宮古委員】

２点ございます。１点は、先ほどのアンケートについてです。私も情報共有や紙のアンケートが大事であると考えます。メリット・デメリットあると思いますが、アンケートをオンラインから紙に戻したという自治体について聞き及んでいるところです。例えば、消しゴムで消した後などの逡巡の跡が紙だと見られるということをいくつかの自治体から聞

いたことがあります。一方、オンラインでの意義もあると思います。
あとは、いずれのやり方でもアンケートも万能ではないので、やはり先生方の情報を持ち寄って、検討することが重要だと思います。アンケートは、その先生との関係にも左右されると思いますし、いじめという言葉を使うか使わないかでも違いが出てくると思います。また、子供たちがそのアンケートに回答したときにどのような使われ方をするのだろうかという不安があると、やはり回答しづらいというところもあるので、子供自身がそのアンケートをどう受け止めているかというところに対する先生方の鋭敏さは大事なのかなと思います。
アンケートを過信するのではなく、先生方はもっと日頃ダイナミックな情報をたくさん持っておられるので、その情報を持ち寄って話し合うような土壌を、大変忙しい中、どのように時間をつくるかということは、本当に大変なことだと思いますが、そのような土壌をどのようにつくるのかが大事であると思っております。
２つ目は、先に御説明のあった資料 11 の取組、これは私もとてもすばらしいお取組をされているなというのが第一印象としてあり、このようなことを拡大していく必要があるのではないか思いました。
一方で、この取組を実効性あるものにするためには、集団を通して子どもを育てていける集団づくりの力のような先生方のスキルも求められると思います。子供会議も、私の行動宣言も、これを一つの打ち上げ花火的なもので終わらせないためには、集団を通して集団を育てていくような力をどのように担保できるかが大事だと思います。例えば、行動宣言も、宣言させた後に、その宣言どおりの行動をしっかり見られたときには称賛する必要があるでしょうし、またそれが見られなかったときには、そこを指摘していくなどが大切で、活動を維持・発展させていくような生徒指導の力というところは非常に求められるのではないかと思います。そういったことを充実させることが、このすばらしい取組を普及させていく上での下地になるところだと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。
以上です。

【和田委員長】
ありがとうございました。
今お話が出ましたように、まず一つは、【子供版】の活用状況をぜひ把握していただいて、積極的に啓発を進めていただきたいと思います。様々な取組ができる内容ではないかと思いますので、お願いをしたいと思います。
それから、学校、児童会・生徒会活動において、自分たちの生活を自分たちで考えて行動していくというように、生徒指導の担当の先生に、ぜひお願いをしたいと考えています。
また、A地区で行っていたような話合いの中で、見ているだけでなく、自分に何ができ

るかを考えなければいけないわけですが、考えた具体的な方法がその話合いの中から生まれているのかどうか、そして、その方法が共通理解として学校の他の生徒たちにも広がっているのかどうか。この辺も、先生方が見守っていく必要があると思います。「何をすれば良いかを考えさせた」では、実際のいじめの防止にはつながらないと思います。その、あともう一歩の背中を押してあげる先生方の力が必要ではないかと思いました。

イ いじめ防止対策推進法第 28 条第１項に規定する重大事態への対応力の向上について

【和田委員長】
　それでは、もう一つの審議事項になります。いじめ防止対策推進法第 28 条第１項に規定される重大事態への対応力の向上ということで、重大事態に至らないようにするための対策、あるいは、今後どのようにこれらを取り組んでいくのかというあたりを御意見いただければと思います。
　中村委員、お願いします。

【中村委員】
　いじめの対象の生徒と関係の生徒が聞き取りしていく中で入れ替わっていくという。そういうケースが近年、増えているような気がします。そのようなときに、進め方として、１回最初の訴えを聞き取って、それを最初の調査をした後に仕切り直して、今度は入れ替わった状態で調査をしていくのか、それとも一つのケースとして進めていくのかということについて、東京都教育委員会ではその辺をどのように助言をしているのかを教えていただくとありがたいと思います。

【（事務局）小鍜治主任指導主事】
　そのような事例について、東京都教委員会として助言を行う場面が今までにありませんでしたが、事案により、被害が心身や財産に及ぶような重大な事態に関して言えば、そちらを優先的かつ個別に行う必要があると思います。また、場合によっては警察と連携する事態が発生するかと思います。ただ、そうではない、多くのケースについては、被害と加害が入れ替わるというような状況があれば、それをそれぞれ個別にというよりは関連した事象として考えていくのが妥当ではないかと考えています。

【中村委員】
　ありがとうございます。特に、例えば加害とされた場合に、学校内の別教室で授業を受けさせるなど対応する中で、学校との関係が崩れてしまい、学校で処理しきれないケースになった場合、そこに追加の調査員を入れていくのか、それとも、コンサルテーションしながら、学校主体の調査でずっと押し切っていくのかとか、そういう難しいケースという

のは最近目にすることがあります。東京都では、そのようなケース自体も発生はしていないのでしょうか。

【（事務局）小鍜治主任指導主事】
非常に困難なケースも東京都では増えております。しかし、最初の段階から弁護士等の法的な視点から助言いただける方に入っていただき、第三者性をもちながら進めているということが多いので、今お話のあった場合についても、基本的には最初の学校の調査の中にいる委員で、対応ができるようにはしているかと思います。

【中村委員】
最初の段階で法律の専門家の方が入って、整理してくれた上で調査を進めているということでよく分かります。どうもありがとうございます。

【和田委員長】
他にいかがでしょうか。
瀬戸本委員、お願いします。

【瀬戸本委員】
今、中村委員がおっしゃったケースは、本当に多いと思います。お話聞いてみたら、何かもともと事実が異なり、被害と加害が入れ替わっていくというケースが非常に多くて、都の教育相談センターの方にも、そういった相談が学校から入っているようです。相談センターで実施している学校問題解決サポートセンターの方でも「初期対応について」ということで冊子が出されておりまして、そのようなことも参考にしていただいても良いと思います。

【和田委員長：】
教育委員会の方、何かありますか。

【事務局（坂本教育相談センター次長）】
今、瀬戸本先生の方からも御紹介いただきましたが、東京都教育委員会では、教育相談センターだけではなくてTEPROの相談窓口や、今年度開始した、法律の専門家を入れた相談の窓口などもがあり、学校側がケースによって、相談できる窓口を作っており、一番初めから、直接法律の専門家、弁護士の先生に相談できるケースや、私どもが行っている、弁護士だけではなくて、心理、福祉、精神科医、警察OBなどが入ってくださるチームでサポートするような機会もございます。各学校でいろいろなサービスを使っていただけた

らなと思っております。
　以上です。

【和田委員長】
　ありがとうございました。他にいかがでしょうか。
　梅田委員、お願いします。

【梅田委員】
　重大事態にならないようにするために様々組織的な対応や初期対応をされていると思いますが、法的な判断基準とは別に、先生方が「重大事態になったら子供が傷つくのだ」ということを、共通理念としてもつ必要があると思います。学校に登校できなくなる、様々な嫌なこと、心につらい思いをすると思いますので、それは、激しく子供が傷付くことであり、実際に見て、対応をしている方たちを見ると、本当に大人からは考えられないようなダメージを子供たちは受けています。一般的な毎日の学校生活の中では、そこまで思いが至らないというか、「解決すれば、また元気になるだろう」と考えていると思います。生徒指導の担当の先生方は、初期対応が大切というのはもちろん理解しているし、重大事態はこういうものだということも理解していらっしゃる。でも、全ての先生方に、本当に子供の人権を侵害して、つらい思いをさせるのだということが心の中に浸透してほしいと思う。それが初期対応の一歩の素早さや、見方につながるのではないかと思います。

【和田委員長】
　ありがとうございます。まさにそのような点が重要で、先生方がどれだけ重大事態を今後のこととして考えているかということです。
　学校側は、暴力などがあると、目の前で暴力事件が起きているわけで、先生方は、「これは大変だ」と直感するわけです。ところがいじめの問題というのは見えないのです。先生方の目の前に起きているわけではなくて。見えないもの、あるいは不登校になっていることの姿が見えないのです。そこを先生方が本当に「今の子供はどうしているのか」というあたりを本当に向き合って、実態を把握していかないと、その深刻さというのがなかなか結びつかないのではないか、と思います。その辺の啓発もぜひお願いをしたいと思っています。
　増井委員、お願いします。

【増井委員】
　梅田先生もおっしゃいましたが、一度重大事態になると、子供たちも傷付くし、学校機能も、重大事態の学校内で調査は学校に大きくかかります。重大事態を経験したことのあ

る先生は、すごく大変だということを実感しており、話だけ聞いている先生との間のギャップがものすごく大きいと思います。差し支えない程度の模擬事例とか架空事例みたいな形で、それをもっと広く先生方に知ってもらうことが必要だと思います。それをやることで、「では、今うちの学校で、例えばこういうことが起こったときどうなのだろう」とか、「ここでこう対応をすれば、そこまで至らなかった」というように、研修などで、先生方の当事者感覚と言いますか、当事者になるとどれだけ大変で、その当事者の生徒の子供たちも、そこにエネルギーを注がれてしまうと、それぞれ実はいろいろと抱えている子供たちが、いろいろと相談したいのだけど、先生たち大変そうだからといって、相談するのをやめたりとか、言えなかったりという、影響が学校の全体いろんなところに及ぶというところを考えられるような研修を実施していただけたらと思いました。

【坂本委員】
　今までの説明の中で、何回か「警察への通報」とか「警察との連携」という言葉がありましたので、参考までに発言します。これまでに地区の自治体等で実施している要対協（要保護児童対策地域協議会）に参加をした際、学校の先生方から一番質問が多いのは、「いつ警察に言えばいいですか」、「どう言えばいいですか」という質問です。我々としては、「状況に応じて速やかに来てください、言ってください」としか、答えようがないのですが、要対協には、必ず地元を管轄している警察署の少年の係員が出ているはずですので、まずは、実際に対面で会議を実施しているときに、顔の見える関係を築いていただくというのをお願いしています。
　また、何をどう相談してよいか分からないということであれば、もうそこからして分からないのだということを相談してくださいとお話ししています。先ほどから、「初期対応をいかに速やかに、迅速に行うことが大事なのだ」と説明の中でも縷々あるとおり、警察にも速やかに、遠慮することはありませんので、「今こんな状況なのですが、いいでしょうか」という一報でも結構ですので、速やかに警察の方には情報提供なり、相談を持ちかけていただければと思います。それをぜひ学校の方でも徹底していただきたいなと思っております。

【和田委員長】
　ありがとうございます。
　重大事態に至る前の状況、トラブルがあってもなかなか重大実態として認識しないとか、そのようなことも例として挙がっていましたけれど、飯田委員、何か事例がありましたら、お願いします。

【飯田委員】
　学校現場では様々な事例がありますが、私は立川市で教育長を務めております。本市で

は、５月当初、重大事案がありましたが、その分析を今もってしているところで、ここで意見を交換し合うようなことも全て入りますし、お話いたします。本件は、金銭的な授受があったわけでもなく、その後、あるいは、それ以前に重要な欠席の数であったとか、ということではないのですが、担任がキャッチしなくてはいけない情報が保護者からもたらされ、そのことが保護者の不満になり、さらにその受け止め方に大きな課題があって、学校の教員が受け止めきれず、想定外の事態に至ったという事例です。事案の発生を受け、様々見直しを図る中で、今日学校に来ていない子供がいたら、９時までに何をする、12 時までに何とかする、夕方には学校全体で共有する、など具体的に改善を図っていますまた、保護者の対応については、スクールロイヤーの方と共有する。あるいは、担任だけで抱えきれないものは外部との連携を行う、組織全体で考える。管理職も警察と連携を取る。など、いろんな方法を実現していくころで、子供たちの幸せや成長に結び付いていくべき時代が来ていると思っています。

今、本市では、苦情や提言というのは教育委員会の指導課が対応するわけですけれど、市役所全体でも、広報の部や、コンプライアンスの推進の部など、様々対応窓口を広げて「市民からの声」として教育委員会だけで受け止めないという方向性を出しているところです。子供は伸びていくのだ、成長していくのだということを根底に、魅力ある教育課程、教育活動をつくっていくことに妥協しないということも必要なのだということでおります。

先日、合唱コンクールや、中学生の主張大会がありましたが、作文を読んだ方から、その作文を書いた子供の情報が地域から寄せられたり、合唱コンクールを休んでいる子供たちに手を差し伸べる生徒の気持ちが伝わっていたりとか、指揮者、伴奏の子がインフルエンザで休んだらどうしようかというところが、目に見えて報告されているので、いろんな対策、課題はありますけれども、少しでも救われる子供たちがいることを諦めずにやっていくことが肝要であると、市全体でも、学校全体でも思っている次第でございます。

以上です。

【和田委員長】

ありがとうございました。

今この議題では、重大事態への対応ということで議論、審議をしているわけですが、重大事態というのはかなり複雑な状況が絡まって起こっているわけで、私としてまず申し上げたいのは、１点は解消、解決を急がないということ。つまり、周りから「あれは終わったのか」「いじめはもう済んだのか」「解決したのか」ということが特に、管理職や教育委員会の方から声をかけたくなるところなのですけれど、やはり慎重に継続した見守りを続けてほしいということはしていかないと、またそれが再燃するというようなことが起こってくるのではないかと思います。

それから２点は、重大事態で忘れてはいけないのは、私は加害者の主権も確認している

のかということです。いじめは加害者があって起こっているというのが基本理念ですので、そのいじめが本当に解決している、重大事態はもう終わっているのかということは、やはり加害者の意識についても確認をしていく必要があるのではないかと思います。

そして、最後３点ですが、ぜひこれから専門家の方たちにも念を押したいなと思っているのですが、この重大事態の内容がどういう内容であったのかということをもう一度踏まえて対応策を考えていただきたいというふうに考えています。

１点は、先ほどのグラフにもありましたように、学校が気付いていないということになってくると、やはりこれはいじめ問題の先生方の認知、あるいは理解の不足ということになりますから、やはりそのことをもう一度先生方の中で研究をしていくということ。

２点は、その重大事態について、被害者生徒の環境や心理的な面で改善されていないのではないか。つまり、周りは改善・解消されたような状況と捉えているけれども、被害を受けている子供たちの心の中では、まだ学校に行くだけの心理的な、あるいは、学校の環境ができていないのではないかというあたりを考えたときに、やはり見守り続ける、そういう学校の姿勢が必要になってくるのではないかと思います。

それから３点に、一つの重大事態の分析の視点として、いじめが継続しているのではないか、まだ重大事態が終わっていないのではないかという、そのような意識が先生方の中には必要なのではないかなと思います。加害者自身がこの問題について理解をして、「これはやっちゃいけないことなのだ」という問題意識が解消されているかどうか。特に加害者の場合には、グループ、集団である場合が多く、一人や二人の児童・生徒が指導を受けて改善したとしても、そのグループの雰囲気がそこから抜け出せない雰囲気をもっているとすれば、そのいじめはまだまだ継続していく可能性があるのではないかと思います。ですから、そのような意味では、加害者集団への意識の改善というような点も一つの大きな重大事態を最終的に解消するための一つの方法ではないかなというように考えています。

これから専門的な分野で重大事態の内容の分析とその対応をぜひ御提示いただければありがたいなというふうに考えております。

時間もまいりましたので、審議２につきましては、これで終了したいと思います。

ウ　いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第１項に基づく報告について

【和田委員長】

それでは、次の審議に移ります。

次は、「ウ　いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第１項に基づく報告について」です。これからは非公開案件となりますので、傍聴の方、報道関係の方については、御退出をお願いいたします。

【和田委員長：】
以上で、本日の審議はすべて終了といたします。進行を事務局にお返しいたします。

【（事務局）小鍛治主任指導主事】
委員長、そして委員の皆様、貴重な御審議を賜り、ありがとうございました。
以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。